

# 「まちづくり条例の一部改正」 に関する意見を募集しています

民法及び宅地造成等規制法の改正への対応とその他軽微な変更のため、まちづくり条例の一部を改正します。

この改正案について、皆様のご意見を広く募集します。

## 主な改正点

- (1) 成年年齢の引き下げによる見直し
- (2) 宅地造成等規制法の改正による修正

## 改正案の閲覧方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 以下の場所で閲覧
  - ・まちづくり景観課（市役所2階）
  - ・情報公開課（市役所1階）
  - ・市民交流センター
  - ・沼間コミセン
  - ・小坪コミセン
  - ・文化プラザホール
  - ・逗子アリーナ
  - ・高齢者センター
  - ・体験学習施設
  - ・図書館

## 意見提出方法

備え付けの用紙もしくは任意の用紙に「まちづくり条例の一部改正」と「意見内容、住所、氏名」を記載のうえ、以下の方法でご提出ください。

※Eメールの場合は、セキュリティの関係上、添付ファイルを開くことができませんので、本文にベタ打ちで提出をお願いします。

- (1) 直接持ち込み まちづくり景観課（市役所2階）
- (2) Eメール machi@city.zushi.lg.jp
- (3) 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
- (4) ファクス 046-873-4520

## 意見募集期間（締切）

2022年（令和4年）9月12日（月）～10月11日（火）必着

## その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日市ホームページで公表します。個々のご意見に対して、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：逗子市環境都市部まちづくり景観課  
Tel 046-873-1111（内線461）